

食品安全委員会（第977回会合）議事概要

日 時:令和7年3月25日（火） 14:00～15:20

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか5名出席

傍聴者:一般42名

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・ 添加物 1品目
グルコン酸亜鉛

→消費者庁から説明。

本件については、添加物「グルコン酸亜鉛」の使用基準の改正については、平成27年に「総合栄養食品」を使用対象食品に追加する趣旨で使用基準を改めた際に、「総合栄養食品」が法令上の用語ではなかったため、使用基準における対象食品を「病者用」の食品としていたところ、今般関係する内閣府令において「総合栄養食品」が定められたことから、該当する記載を改正するものであり、これは、グルコン酸亜鉛に係る平成27年1月の食品健康影響評価に沿った記載であることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するものとし、リスク管理機関（消費者庁）に回答することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 1案件

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続を定める件（平成14年農林水産省告示第1780号）の改正

→農林水産省から説明。

本件については、農林水産省の農業資材審議会において家畜への健康影響を審査する際の提出資料に関する規定であり、食品健康影響評価の結果に基づき施策を策定するという手法になじまないものであると考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するものとし、リスク管理機関（農林水産省）に回答することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 1品目
グルコン酸銅

→消費者庁から説明。

本件については、グルコン酸銅について現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとして認められることから、栄養成分関連添加物ワーキンググループにおいて審議することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 1案件
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準を定める件（平成14年農林水産省告示第1782号）の改正

→農林水産省から説明。

本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨を農林水産大臣に通知することとなった。

- ・ 飼料添加物 1品目（評価要請の取下げ）
ニギ酸カリウムを有効成分とする飼料添加物

→農林水産省から説明。

本件については、取り下げられたものと認め、専門調査会における調査審議は中止することとなった。

(3) 農薬第一専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・ 「イミダクロプリド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第一専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健

康影響に関する評価指針の一部改正（案）」及び「食品を介して人の健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについての一部改正（案）」について

→事務局から説明。

本件については、本評価指針及び重要度のランク付けに基づいて、食品健康影響評価に関する個別の案件の審議をワーキンググループで進めることとなった。

（５）令和７年度食品安全委員会運営計画（案）について

→事務局から説明。

本件については、案のとおり決定された。

（６）器具・容器包装専門調査会で調査審議されていた案件の取扱いについて

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、事務局において今後の調査審議の進め方について検討し、委員会に諮ることとなった。